

第 11 期袋井市分別収集計画

令和 7 年 9 月

第 11 期袋井市分別収集計画

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み (法第 8 条第 2 項第 1 号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 2 号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第 8 条第 2 項第 3 号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量、容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める 物の量及び製品プラスチックの量の見込み (法第 8 条第 2 項第 4 号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量、容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める 物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第 8 条第 2 項第 5 号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第 8 条第 2 項第 6 号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

今後、人口の減少が見込まれるものの、長期的・総合的視野に立って、ごみの減量化や再資源化への取り組みを進めることはますます重要な施策となる。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、ごみの減量化と再資源化を目的に、市民・事業者・行政それぞれの役割分担を明確にするとともに、三者が一体となって協働で取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進し、快適な環境と資源循環型のまちづくりを実現していくものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした循環型社会を形成し、市民の廃棄物に対する意識の向上を図る。
- (2) 市民・事業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減を進め、快適で安全な地域社会を目指す。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	1,040t	1,040t	1,040t	1,038t	1,036t
製品プラスチック	70t	70t	70t	70t	69t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、市民、事業者、再生事業者、行政がそれぞれの立場から役割分担し、相互に協力・連携を図り、以下の方策を実施する。

(1) 環境美化の推進

ア 環境美化指導員・推進員による活動

地域の環境美化の推進のために、環境美化指導員・推進員制度を設け、廃棄物の分別収集、減量化及び再資源化の啓発と指導に努めている。

イ 市民環境ネットふくろいによる活動

環境負荷の少ない資源循環型社会を形成するために、環境市民団体と行政の協働により、様々な環境保全活動を推進する。

(2) ごみの減量化・再資源化の推進

ア 資源ごみの分別収集

資源ごみ（缶類、びん類、金物・小型電化製品、資源プラスチック、ペットボトル、雑がみ）の分別収集を自治会の協力を得ながら継続する。

自治会ごとの収集日にごみを出すことができない市民の利便性を図るために、容器包装資源化センター（毎日）、中遠クリーンセンター（日曜日）で拠点回収を行う。

イ 資源ごみ・埋立ごみの分別表の配付

「資源ごみ・埋立ごみの分別表・収集日程表」を市内全世帯に配付することで、分別方法や収集日を周知し、ごみの減量化及び再資源化を推進する。

また、英語版やポルトガル語版、ベトナム語版も作成し、関係者に配付する。

ウ 古紙等集団回収への支援

P T Aや子ども会等の住民団体による資源回収事業を支援するため、引き続き古紙等資源集団回収事業奨励金を交付し、古紙等の再資源化を推進する。

エ 古紙回収コンテナ・古紙回収ボックスによる回収

ごみ処理施設に設置した古紙回収コンテナや、市役所及び支所に設置した古紙回収ボックスによる回収を継続する。

オ 事業系一般廃棄物の排出抑制

事業所から排出される大量の紙ごみの分別方法や古紙のリサイクルを指導するとともに、機密文書を安全に回収する業者を紹介することで、ごみの減量化を推進する。

(3) 環境に配慮した啓発活動

ア 廃食用油の資源化

家庭から排出される廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料としてごみ収集車両等に活用することを推進する。

イ 過剰包装の抑制

スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

ウ マイバック持参の徹底

マイバック持参率の向上に向けて、関係機関及び関係団体との連携を強化し、持参意欲を高める方策を検討して推進する。

エ 雑がみの分別の周知啓発

班内回覧、ホームページへの掲載及び各種イベントにて雑がみの分別について周知啓発することで、燃やせるごみに含まれる雑紙の量を削減し、古紙の再資源化を推進する。

オ 環境に配慮した商品の促進

グリーン購入、リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の利用を促進する。

(4) 環境に関する意識向上の推進

ア 広報やホームページ等を利用した情報発信

広報やホームページ等を通して、市民や事業者にごみ問題に対する意識の啓発を推進する。

イ 環境教育・環境学習の推進

小中学校や社会教育学級における環境学習を通して、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義・効果を啓発する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	分別に係る種類の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶類(スチール、アルミ)
主としてガラス製の容器包装 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類(無色、茶色、その他の色)
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源プラスチック(白色トレイ含む)
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	資源プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	55t									
主としてアルミ製の容器	37t		37t		37t		36t		36t	
無色のガラス製容器	(合計) 174t		(合計) 174t		(合計) 174t		(合計) 174t		(合計) 173t	
	(引渡) 174t	(独自処理) 0t	(引渡) 174t	(独自処理) 0t	(引渡) 174t	(独自処理) 0t	(引渡) 174t	(独自処理) 0t	(引渡) 173t	(独自処理) 0t
茶色のガラス製容器	(合計) 102t		(合計) 102t		(合計) 102t		(合計) 102t		(合計) 101t	
	(引渡) 102t	(独自処理) 0t	(引渡) 102t	(独自処理) 0t	(引渡) 102t	(独自処理) 0t	(引渡) 102t	(独自処理) 0t	(引渡) 101t	(独自処理) 0t
その他の色のガラス製容器	(合計) 77t									
	(引渡) 77t	(独自処理) 0t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	0t									
主として段ボール製の容器	0t									
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 129t									
	(引渡) 0t	(独自処理) 129t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 466t		(合計) 466t		(合計) 466t		(合計) 465t		(合計) 465t	
	(引渡) 466t	(独自処理) 0t	(引渡) 466t	(独自処理) 0t	(引渡) 466t	(独自処理) 0t	(引渡) 465t	(独自処理) 0t	(引渡) 465t	(独自処理) 0t
うち白色トレイ	(合計) t									
	(引渡) t	(独自処理) t								
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別収集物)	(合計) 70t		(合計) 70t		(合計) 70t		(合計) 70t		(合計) 69t	
	(引渡) 70t	(独自処理) 0t	(引渡) 70t	(独自処理) 0t	(引渡) 70t	(独自処理) 0t	(引渡) 70t	(独自処理) 0t	(引渡) 69t	(独自処理) 0t
合計	(合計) 1,110t		(合計) 1,110t		(合計) 1,110t		(合計) 1,108t		(合計) 1,105t	
	(引渡) 981t	(独自処理) 129t	(引渡) 981t	(独自処理) 129t	(引渡) 981t	(独自処理) 129t	(引渡) 979t	(独自処理) 129t	(引渡) 976t	(独自処理) 129t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省

令で定める物の量の見込み

= (容器包装廃棄物の種類別)

総合計画における目標人口をもとに、将来人口を勘案して推計値を算出

※製品プラスチックについても同様の方法で推計値を算出

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集する容器包装	収集に係る分別の区分	実施主体	
		収集運搬	選別保管
主としてスチール缶の容器	スチール缶	業者	業者
主としてアルミ缶の容器	アルミ缶	業者	業者
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	業者	業者
	茶色のガラス製容器	業者	業者
	その他のガラス製容器	業者	業者
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲食用又はしょうゆを充てんするためのも	ペットボトル	業者	業者
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源プラスチック(白色トレイ含む)	業者	業者
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	資源プラスチック	業者	業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

令和7年度は、缶類については、民間施設である山美商店株式会社へ、びん類、ペットボトル、資源プラスチックについては、同じく民間施設である容器包装資源化センターへ選別、圧縮・保管を委託している。

なお、今後の委託先は、入札により決定していく。

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物の種類	施設等の仕様(形状、型式、能力、数量等)、設備事業、使用方法	管理主体等
排出容器	缶類	青色コンテナ(大) 119.6 ^{リットル} 材質：ポリプロピレン 有効内寸：692×447×302mm	行政
	びん類	青色コンテナ(小) 73.3 ^{リットル} 材質：ポリプロピレン 有効内寸：549×396×267mm	行政
	ペットボトル	折り畳みネット 510 ^{リットル} 材質：ポリエチレン	行政

		サイズ：800×800×800mm	
	資源プラスチック	折り畳みネット 510 ^{リットル} 材質：ポリエチレン サイズ：800×800×800mm	行政
収集場所	缶類、びん類、ペットボトル、資源プラスチック	分別回収方式	市民
収集車両	缶類	平ボディー車	業者
	びん類	平ボディー車	業者
	ペットボトル	平ボディー車	業者
	資源プラスチック	パッカー車	業者
中間処理	缶類	油圧圧縮梱包機 2基	業者
	びん類	屋内防音仕様びん選別保管施設 倉庫面積：262.4m ² 保管容積：48m ³ ×3ヤード ³ =144m ³ ヤード ³ 寸法：縦4.0m×横6.0m×高さ2.0m=48m ³	業者
	ペットボトル	圧縮減容設備 1基 圧縮形式：油圧駆動縦押圧縮方式 処理能力：1t/時間 成型ペール：200～250kg/寸法1m×1m×1m	業者
	資源プラスチック	圧縮減容設備 1基 圧縮形式：油圧駆動縦押圧縮方式 処理能力：1t/時間 成型ペール：220～280kg/寸法1m×1m×1m	業者

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に精査を行うこととする。